



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員 長田たかひさ

県政レポート

2019年10月
No.43



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等

- 教育警察常任委員会 委員 (教育委員会、公安委員会(警察本部)の所管及びこれに関連すること)
- 予算決算常任委員会 理事
- 議会運営委員会 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

令和元年度本会議(9月～10月)から

令和元年度一般会計補正予算(第3号) 10億8000万7000円

豚コレラの感染拡大防止対策、養豚農家に対する経営支援対策及び風評被害対策の実施に係る補正予算

(1) 感染拡大防止対策

① 家畜衛生防疫事業費 7億8,393万6千円

(1) 防疫措置

防疫作業経費(防護服等の防疫作業用資材経費、消毒ポイント設置委託料、発生農場及び周辺監視対象農場における検査用薬品等の医薬材料費等)

(3) イノシシ捕獲調査強化

検査費用、検査キット購入分等

(4) 県内養豚場等への緊急消毒等対策

養豚場への消石灰配布、ゴルフ場への消毒マット配布、登山道への消石灰設置

② 家畜衛生危機管理体制維持事業費 2億8,615万3千円

(1) 小動物も含めた野生動物侵入防止対策

(2) 発生農家の防疫対策の強化

衛生管理強化計画に即した設備整備に対する支援

(3) 経口ワクチン散布後の野生イノシシ捕獲強化に伴う猟友会への報償金

(2) 経営支援

殺処分に伴う国からの手当金支給までのつなぎ融資に対して無利子化、保証料の無償化。経営再開に向け、衛生管理の向上に必要な施設整備や資材導入に対する融資に対して、無利子化となる利子助成等。

(3) 風評被害対策等

① 食の安全・安心確保推進事業費 96万7千円

豚コレラ発生に伴う豚肉の買い控え等の風評被害を防止するため、ポスターやチラシ等による啓発活動の実施。

② 中小家畜経営対策事業費 608万円

県産豚肉に対する消費者の不安を解消するため、県産豚肉等の消費維持や拡大に向けた取組に対する支援。また、県内産ジビエの安全・安心を確保するため、経口ワクチンを散布しない地域で捕獲した野生イノシシに対して豚コレラの感染確認の実施。

☆これまでの推移

平成30年9月9日 岐阜県にて国内で26年ぶりに発生
 令和元年6月26日 三重県で豚コレラに感染した野生イノシシを確認
 令和元年7月24日 三重県いなべ市において発生(国内32事例目)
 令和元年9月23日現在 1府(大阪府)7県(岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、三重県、福井県、埼玉県)で45事例発生
 防疫措置対象:79農場・4と畜場、約14万4千頭
 令和元年9月25日現在 9県(岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、埼玉県)で1,227頭の野生イノシシに豚コレラの感染を確認
 令和元年9月30日現在 9県で1,258頭の野生イノシシに豚コレラの感染を確認

☆野生イノシシに対する経口ワクチンの散布地点数について(箇所数)(令和元年9月30日現在)

	先行実施	本格実施(夏季)			
		1回目散布		2回目散布	
		7月5日から	7月16日から	8月21日から	9月23日から
桑名市		20			
いなべ市	5※	60			
菟野町		15			
四日市市				30	47
鈴鹿市				20	30
亀山市				20	30
合計		95		107	
		202			

※先行実施の5地点は夏季のワクチン散布地域と重複しており、202地点に含まれます



◇県政報告会を行っています

728回	7月1日	栄町公民館	734回	8月4日	金場公民館	740回	9月1日	小川生活改善センター	746回	9月16日	辺法寺宮農組合集会所
729回	7月7日	城北地区コミュニティセンター	735回	8月4日	東野集会所	741回	9月7日	安楽公民館	747回	9月21日	能褒野町公民館
730回	7月16日	みずほ台集会所	736回	8月4日	出屋公民館	742回	9月8日	田村町公民館	748回	9月22日	岩森公民館
731回	7月21日	菅内町	737回	8月11日	福德公民館	743回	9月14日	太田宮農研修センター	749回	9月22日	一色公民館
732回	7月26日	柴崎公民館	738回	8月25日	徳原農事集会所	744回	9月15日	小野地区集落センター	750回	9月29日	上白木公民館
733回	7月28日	森公民館	739回	9月1日	みずきが丘集会所	745回	9月15日	坂本生活改善センター			

☆経口ワクチン散布等の作業スケジュール

月日	8月												9月																									
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
四日市市 鈴鹿市 亀山市	← 現地調査 →			← 散布場所決定 →				← 餌付け作業 →					← ワクチン回収 →				← 調査捕獲 (9月下旬、2度目のワクチン散布の餌付け前まで) →																					
	← ワクチン散布 →												← 捕獲自粛期間 →																									

月日	9月												10月																												
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
四日市市 鈴鹿市 亀山市	← 調査捕獲 →				← 餌付け作業 →				← ワクチン回収 →				← 調査捕獲 (冬季のワクチン散布(1月予定)まで調査捕獲を当面継続) →																												
	← 散布場所決定 →				← ワクチン散布 →				← 捕獲自粛期間 →																																

☆狩猟期間において県内の一部区域を指定猟法禁止区域に指定

- 1 区域の名称
 - 県北部指定猟法禁止区域
- 2 禁止する猟法の種類
 - 銃器又はわなを使用する猟法
- 3 指定区域
 - 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市及び三重郡菰野町
- 4 存続期間
 - 令和元年11月1日から令和2年3月15日まで
- 5 目的
 - 狩猟者が狩猟を行うために、野生イノシシが豚コレラウイルスに感染している恐れのある地域に自由に入出入りすることで、狩猟者や車両などに豚コレラウイルスが付着し、ウイルスを拡散してしまう恐れがあることなどから、狩猟を制限する。

Information 「選挙区及び定数に関する在り方調査会」設置

1. 設置目的

三重県議会における選挙区及び定数の在り方について調査するため

2. 役割

三重県議会における選挙区及び定数の議論に資するため、専門的・学術的な観点から、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割を示したうえで、一票の格差や地域間の均衡等留意すべき論点について調査を行う。

3. 調査結果の取扱い

三重県議会基本条例第13条に基づく調査機関の調査結果として最大限尊重する。

4. 委員 (右表)

※10月7日第1回調査会開催

「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割について」は来年2月末を目途に、「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について」は来年8月を目途に、取りまとめを行うこととされた。

※平成27年の国勢調査による一票の格差 2.93倍(亀山市/尾鷲市・北牟婁郡)
令和元年9月1日現在推計人口の格差 3.19倍(亀山市/尾鷲市・北牟婁郡)

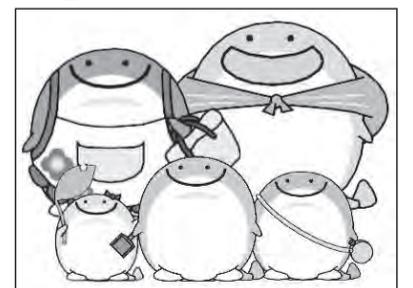
氏名	役職等	備考
かとう かずひこ 加藤 一彦	東京経済大学現代法学部教授	学識経験者 (法学分野)
はらだ ひろき 原田 大樹	京都大学法学系(大学院法学研究科)教授	学識経験者 (法学分野)
いわさき みきこ 岩崎 美紀子	筑波大学人文社会系教授	学識経験者 (政治学分野)
たにぐち なおこ 谷口 尚子	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科准教授	学識経験者 (政治学分野)
いそざき はつひと 磯崎 初仁	中央大学法学部教授	学識経験者 (地方自治分野)
かない としゆき 金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	学識経験者 (地方自治分野)
おおはし まさはる 大橋 正春	弁護士	法曹関係者 (元最高裁判所判事)
たか はし ひでただ 高橋 秀禎	全国都道府県議会議長会事務局次長	議会関係団体の代表者等

Information 三重県庁プラスチックスマート(注1)アクション実施

令和元年10月1日(火)から本庁において次の取組を実施。

- (1) 職員によるマイバッグ・マイボトル運動の実施
- (2) 本庁舎内ファミリーマートにおいて紙製レジ袋の提供(令和2年2月末まで実験店として実施予定。)
- (3) 会議等におけるペットボトルの提供回避
 - 県が開催する会議やイベントにおいて、ペットボトル入り飲料の提供をせず、マイボトルの持参(湯飲み、紙コップ、缶による飲料の提供も可)を原則とする。
- (4) 仕出し弁当におけるワンウェイプラスチック(一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック)の使用を抑制する取組
- (5) プラスチック製事務用品の長期利用の実施

注1 ワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、プラスチックと賢く付き合うことを意識して行動することをいう



三重県ごみゼロキャラクター